

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	14-5
処分の種類	特定動物の飼養又は保管の許可の取消し				
根拠法令条例等・条項	動物の愛護及び管理に関する法律第29条				
処分の概要	特定動物の飼養又は保管の許可の取消し				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○動物の愛護及び管理に関する法律第29条 (許可の取消し)</p> <p>第29条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。</p> <p>二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第27条第1項第1号に規定する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>三 第27条第1項第2号ハに該当することとなったとき。</p> <p>四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。</p>				
基準の制定根拠	—				